

関連図についての回答

資料一4

No.	疑問点	回答	参考資料
	◆現計画の疑問 ○土地利用		
1	強風を防護する土地利用のあり方を再考する必要があるのではないか	人工島の外周部には緑地(外周緑地)を配置しており、防風、防潮をはじめ周辺環境との調和、水路環境の保全が図られるようにしたいと考えております。	
2	・マリーナの利用形態、想定、利用料金、どんな施設があるか	埋立必要理由書より、228隻のプレジャーボートを対象とした公共マリーナです。クルーザーヨット21隻、モーターボート155隻、ディンギーヨット52隻です。水面保管を114隻、陸上保管を114隻で設定しております。施設としては斜路として上下架施設、ボートヤード、クラブハウス、修理施設、給油施設、関連ショップ等を想定しております。運営管理については今後、県と協議が必要だと考えております。	
3	・事業(リゾート施設、ホテル等)の需要予測	平成7年に実施した将来入域観光客数の推計については、過去の入域観光客数の実績並びに沖縄県における将来計画フレームを考慮して推計を行い、目標年次(H18)における沖縄県の入域観光客数を616万人と推計したところであります。また、中部地域及び沖縄市への入域観光客数並びに泡瀬地区年間宿泊者数の推計にあたっては、当時の観光関連計画報告書(「重点整備地区整備計画報告書」1992年)における将来推計結果を参考に推計を行い、泡瀬地区における観光客数を10万7千人と推計しており、平均滞在日数を乗じて56万人・泊/年としております。また、現在、沖縄県への入域観光客数の推移は順調に増加しており、平成18年には約564万人となっております。また、沖縄県における観光振興の指針である「沖縄県観光振興基本計画」においては、将来入域観光客数(H23)の目標値を650万人と設定しており、泡瀬地区の供用時期を考慮した場合(10年後)には概ね妥当な数値であると考えております。	
4	・宅地は県外、外国向け	埋立必要理由書より、「職・住・遊・学」が一体となった良好なリゾート環境を形成するため、当該地区事業者のための住宅用地の位置づけであります。	
5	・1275部屋のホテルのイメージコンセプト	埋立必要理由書より、①各種イベントや学術会議等に対応した会議、分科会、宴会等が可能なホテル②中級クラスリゾートホテル③高質なリゾート環境を提供する高級ホテル④身障者が特に利用しやすいリゾートホテル⑤観光をはじめ保養・休養等を主な目的とし中長期滞在可能なコンドミニアム⑥観光をはじめ保養・休養等を主な目的とし中長期滞在可能なコテージの整備。	
6	・平成元年の計画案からH7年に策定された現計画に至るまで4回の見直しがある。その後の11年間は見直しがされていないのは何故か	第1回検討会議において説明したとおり、沖縄市はコザ市と美里村の合併当初から中城湾の開発を描いていました。そのような状況のもと平成7年までは開発計画策定と中城湾港の港湾管理者である沖縄県の港湾計画に位置づけるために、土地利用や人工島の形状等について検討を行って参りました。平成8年以降は事業実施に伴う公有水面埋立手続きを進め平成12年に埋立承認・免許を取得しました。その後は、平成14年に現地工事着手を行い、現在は整備が進められているところであります。 【参考】土地利用計画の見直しについては、埋立造成完了後においても変更が可能です。こうした土地利用が行えるまでには約10年程度を要することから、土地利用が図られまでに市民意見や社会経済情勢等も踏まえたより良い土地利用計画にしていきたいと考えております。	

7	・防災対策	沖縄市においては、沖縄市防災会議条例があり、「沖縄市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること」とされております。
8	・海を生かせる環境を整え海を生かした地域作りとしているが 陸地間の海域のよどみなど今より汚染がひどくならない根拠は	海水の流れについて事業者が実施した環境影響評価書では「埋立地の存在によって流況が変化する海域は埋立区域の近傍に限られ、周辺海域の流況への影響は少ないものと考えられる。」と評価されております。
9	・本当に出島が良い	当初、既存海岸線から陸続きで約219ha～約340haを埋め立てる計画でしたが、海岸線とヨネ(砂州)を残すべきとの地元からの強い要請や多岐にわたる自然環境調査や環境保全・創造に関する検討を踏まえ最終的に沿岸干潟域の保全等に配慮した人工島形状にしています。鳥類の主な分布域の保全として、干潟域の陸寄り、特に沖縄県総合運動公園付近や比屋根湿地、泡瀬通信施設の先端付近は鳥類の採餌・休息場所となっている。このため、これら鳥類の主な分布域の埋立を回避した。また、自然海浜の保全として、沖縄県総合運動公園付近や泡瀬通信施設の先端付近には、海・干潟域～砂浜・海浜植生へと連続した自然海浜が分布し、海と陸とを行き来して生活しているオカヤドカリ類等の生物が生息していることから、これら汀線を喪失するような埋立を回避した。
10	・大きさは適当なのか	埋立必要理由書より、各土地利用毎の規模を算定し、積み上げた結果です。
11	・通信基地ではダメ	通信基地での開発の問題点として、①通信基地の返還が不透明②民有地の問題等があると考えております。
12	・県と市の間で結んだ協定書について(土地の利用や処分に 関すること)	県と市で平成14年度に締結した協定書の第1条は協力体制の確認。第2条はインフラ整備等の区分について。第3条は港湾施設等の管理区分。第4条は、市が土地を購入するのは、県と協議書を締結した後、県は国から埋立地を購入するということの確認。第5条は県から市へ譲渡するときの条件。第6条はマリーナの整備、管理について。第7条は企業誘致についての確認について協定が締結されております。

	○効果 ・何を以って雇用拡大なのか		
13		埋立必要理由書より、交流センター、客船ふ頭などの国際交流核機能、メッセなどの展示・見本市機能、ホテル、コンドミニアムなどの宿泊・滞在機能、観光商業施設などの商業機能、ビーチやマリーナなどの海洋性レクリエーション機能により、国際交流リゾート拠点を形成します。雇用については、宿泊施設や商業施設、業務研究施設等により、5,700人の雇用創出が見込まれます。	
	(市民負担) ・市民負担が少ないとしているが起債（税金）の負担は同市が負うもの、費用対効果は同市に恩恵が得られるかも考える		
14		経済効果の試算については、学識経験者により検討委員会を設置し、平成5年に実施された沖縄市東部海浜開発に伴う社会経済波及効果測定調査報告書があります。資料のとおり、東部開発を行った場合と行わない場合とで比較すると生産、雇用、所得、財政、社会指標について効果があることが分かります。 また、埋立必要理由書に埋立の効果として、①中部圏の経済の活性化と基地依存経済からの脱却②国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション拠点の形成③リサーチ・リゾート・パークの創出④地域環境と調和する新たな地区環境の創造⑤土砂処分場としての役割が述べられています。	
15	・事業計画の収支予想	事業収支については、インフラ整備に係る費用も上乗せして処分価格を設定し、その処分益をもって埋め立て地購入代金を返済する計画です。	
16	・必要となる金額はいくら、下水に区画整理等	沖縄市が整備予定のインフラ整備事業費は、現時点で約91億円を予定しているところであります。その内訳は、上水道整備費用約8億円、下水道整備費用約10億円、雨水排水整備費用約30億円、街路整備費用約13億円、CAB整備費用約30億円となっております。	
18	・人工ビーチ等の各施設の維持費ごとの負担先と財源と金額(年間)	現時点においては施設の具体的な収支計画等の管理運営計画(指定管理者制度)はありません。これら管理運営計画については、具体的な施設内容(収入項目や管理項目)が確定しなければ難しいものがあります(収入・管理項目によって収支状況が変動するため)。よって、具体的な施設内容が明確になった段階で管理運営計画を検討したいと考えているところであります。なお、海浜公園(人工ビーチ)については、現在沖縄県で実施設計に向けて取り組んでおり、その検討にあたって管理運営計画に配慮した施設整備内容を調整していきたいと考えております。	
	◆市民負担		
19	・事業推進時と中止時（現状利用）の場合とでの各々の経済的価値（効果）の試算は行われているか	経済効果の試算については、学識経験者により検討委員会を設置し、平成5年に実施された沖縄市東部海浜開発に伴う社会経済波及効果測定調査報告書があります。資料のとおり、東部開発を行った場合と行わない場合とで比較すると生産、雇用、所得、財政、社会指標について効果があることが分かります。	
	◆市の現状		
20	・周辺土地区画整理事業の計画人口ビルドアップ率	比屋根区画整理事業地区(S60～H15)の計画人口は8,700人、平成17年までの人口は約6,970人で約80%です。泡瀬土地区画整理事業地区(S51～H7)の計画人口は6,200人、平成17年までの人口は5,970人を超えており、96%以上です。	

21	・県総合運動公園の利用形態、利用状況	資料配付(パンフレット) 平成17年度施設利用者数は538,652人、観客数は211,007人と聞いております。	ア
22	・周辺の宿泊施設の稼働率はどうなっているか	第7回で回答済(観光協会資料)	
	(市民負担)		
23	・財政負担のシミュレーション	No.14,15と同じ	
	◆市の関連計画		
	○中心市街地		
24	・中心市街地との連携は	東部海浜開発計画の役割として、余暇、文化、交流、知的生産があり、既存市街地には生活と文化があります。これらが、既存の文化とのふれあいや余暇・リフレッシュ、新しい文化・交流の場、教育研修の場として連携が図られると考えております。また、平成9年度チャンプルビレッジ計画に関わる企業導入可能性調査報告書において、①沖縄市全域の商業配置計画の立案②既存通り会の機能明確化③チャンプルビレッジの処分について④市民へのチャンプルビレッジの情報提供について、今後の課題としてあげられており、今後具体的な連携策については、中心市街地の方々の意見も取り入れながら検討していきたいと考えております。	
25	・中心市街地との役割分担		
26	・地元商業施設との競合、共倒れ		
27	・街が発展する保証があるのか	経済効果の試算については、学識経験者により検討委員会を設置し、平成5年に実施された沖縄市東部海浜開発に伴う社会経済波及効果測定調査報告書があります。資料のとおり、東部開発を行った場合と行わない場合とで比較すると生産、雇用、所得、財政、社会指標について効果があることが分かります。	
28	・交通渋滞、交通体制について	埋立必要理由書より、交通処理については、土地利用毎の発生集中交通量を推計し、交通量の配分を行った上で道路2本を決定しております。	
29	・継続、持続、自立への方策	沖縄市総合計画に示されております。『沖縄市は基地経済から脱却し、自立経済への発展をめざし、国際文化観光都市を宣言(昭和49年10月)する。以後生活環境や都市基盤整備、教育文化施設、社会福祉施設等々社会資本の整備を推進するとともに、商店街の近代化をはじめ、全島エイサーまつりの開催、沖縄市を主会場とする第42回国民体育大会の開催、そして市民平和の日の条例制定など諸施策を展開し、新たなまちづくりに取り組んできた。近年では、国際交流リゾート拠点の形成をめざす「東部海浜開発事業」やこどもたちの感性と可能性を育む「こども未来ゾーン整備事業」、既成市街再生の起爆剤として音楽によるまちづくりを進める「中の町再開発事業」の3大プロジェクトが始動し、21世紀初頭のまちづくりに大きな期待がよせられている。』	
30	・開発しないことが自然を守ることなのか	一概には言えるものではないと考えております。	

31	・埋立が不要な理由	<p>沖縄市では米軍用地や既存の市街地等で開発に適したまとまった面積の確保できる土地がないので海に求めています。埋立必要理由書に埋立の効果として、①中部圏の経済の活性化と基地依存経済からの脱却②国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション拠点の形成③リサーチ・リゾート・パークの創出④地域環境と調和する新たな地区環境の創出⑤土砂処分場としての役割が述べられています。</p>	
32	・埋立が必要な理由	<p>沖縄県では、これまで3次にわたる振興開発計画に基づき、社会資本の整備を中心に多くの施策を展開し一定の成果を上げてきました。しかし、依然として本土との格差是正は進まず、自立的発展のための諸条件も未だ十分とは言えない状況にあります。</p> <p>また、広大な面積を占める米軍基地の存在が、生活や地域振興等に様々な影響を及ぼしています。その中でも本島中部地域には施設が集中し、地域の振興開発や県土の均衡ある発展を図る上で大きな制約となっています。また、那覇市を中心とする西海岸地域への都市機能、商業機能の集中が進展するなか、沖縄市を中心とする中部圏東海岸地域の活力の低下は著しく、失業率や所得など経済的に低迷しております。沖縄市及び中部圏は、商業、飲食業等の第3次産業を中心とした各種産業が米軍基地に依存した形で成立してきましたが、円高等の影響によってその低迷が著しく、これが地域経済の低迷に拍車をかけています。中部圏を中心とする6市町村は経済の安定化を緊急に図るべき地域として昭和61年に「中小企業対策臨時措置特定地域(H3以降は産業構造転換円滑化臨時措置特定地域)」に指定されるなど各種対策が講じられてきましたがその効果は十分となっております。このような基地依存経済からの脱却及び西海岸地域との格差是正は、沖縄市及び中部圏の重要な課題であり、早急なる対応が求められています。</p> <p>沖縄県は、沖縄の第2次産業振興の核として中城湾港新港地区の開発を進めており、中部圏東海岸地域の振興策としても期待されています。とりわけ、特別自由貿易地域制度の創設、地域指定等新たな振興策も進められ、その進展が期待されています。しかし一方で、沖縄の地域特性を活かした産業が観光リゾート産業であり、今後の高齢化社会、成熟社会のなかでも成長が期待されることから、その振興も重要な課題となっています。沖縄市ではこうした考えを踏まえ、既存市街地の再開発等による市街地活性化策、中城湾港新港地区開発による第2次産業の振興策及び中城湾の海を活かした観光リゾート拠点の形成による振興策の3つの振興策を進めて東海岸地域の活性化を図る計画で、市街地活性化策、新港地区の開発等が既に進められていますが、基地依存型産業から観光リゾート産業への転換を図るプログラムである本埋立の実現が緊急の課題となっています。</p>	
33	・埋立てたらどうなる。最悪、最良	<p>以上のように、当該事業は地域の国際性や中城湾の静穏な海域の特性を活かした国際交流リゾート拠点として機能する複合的な拠点地区開発であり、国の施策である観光・リゾート産業振興の一翼を担うものであります。これの実現により、新港地区開発等と連動した総合的な地域活性化として新たな雇用の場の確保、沖縄市の拠点性の回復が図られ、県土の均衡ある発展及び沖縄県の自立的発展に寄与することが期待されています。</p>	
34	・社会消費、投資型公共事業依存体質の改善は出来るか		
35	・通信基地用地の部分返還の要請	<p>泡瀬通信施設については、76年3月に1,014千㎡、77年3月に780千㎡、83年3月に67千㎡が返還されており、昭和61年の軍転協の返還要望施設として残り552千㎡があげられています。</p>	

	◆現状		
	○泡瀬干潟の価値		
36	・今のままだと干潟はどうなる		
37	・干潟に影響を与える要因	一般的には、人口増加によって干潟に流入する汚濁排水が増加し負荷を与えます。また、下水道整備や下水道接続によって干潟に流入する汚濁排水による負荷は減少すると考えております。干潟に影響を与える要因としては、陸域からの汚濁排水、工事等の影響、不法投棄等様々な要因が考えられます。	
	○周辺環境		
38	・干潟北側（SAMS側）が議論から抜けている	事業者の行っている環境監視調査の補足調査地点として通信施設北側において干潟生物生息調査地点を設けて調査を実施しております。	
	◆事例		
39	・事例の紹介（出島方式）	第9回検討会議において、視察及び資料配付済	
40	・新港地区の植栽されたマングローブ林の生育状況や現状、問題点など	①石垣港新港地区においては、国が埋立を行い、市が埋立地を購入後民間へ売却する方式です。市は売却先の目処をつけてから民間へ売却すると聞いております。また、港湾管理者である市が、臨港道路や緑地の整備を実施します。インフラ整備についても市が実施します。②マリントウン西原と那原においては、県が起債で埋立事業を行い、土地開発公社が埋立地を購入後、町や民間へ売却する方式です。臨港道路や緑地については、港湾管理者である県が実施します。インフラ整備については、土地開発公社が実施し、補助対象事業のみ町が土地を購入して実施しています。③北谷町美浜地区においては、埋立竣功(S63)後に土地利用の用途変更(H3)、基本構想の発表(H6)、民間売却(H7)となっているところで、泡瀬地区においては、埋立竣功前に市民や企業の意見等を踏まえた土地利用の用途変更を行いスムーズに土地売却を行う。	
41	・中城の他地域での状況は（土地利用、経済）		
42	・他に似た事業はあるか（他の地域）		
43	・モデルとなる地域はあるのか		
44	佐敷の埋立が中止されたが、背景、経緯、理由を知りたい	港湾計画上はまだ位置づけられていると認識しております。	工
	◆市民広報		
	○市民意識		
45	・市民の事業への理解度は	これまで、パネル展や住民説明会、パンフレットや広報誌における広報活動を行っております。	
46	・市民は今回の計画をどう考えているのか。これまでの意向調査の内容	平成15年度みなとまちづくり懇談会において、市民アンケート調査を実施し、その結果、人工ビーチやリゾートホテル、ショッピング施設の整備などの要望や、マリンシティ・泡瀬とこども未来ゾーン、運動公園、中心市街地のナイトライフなどとの相乗効果があるとの意見がありました。詳しくは市民アンケート資料を配付しております。	
47	・現状での市民の賛否	賛否はあると承知しております。	
48	・東部海浜事業が完了したときそこでどんなことがしたいか	東部海浜開発計画に導入を望む施設としては、平成5年度に実施した市民アンケート調査結果においては、「海浜公園」「人工ビーチ」「多目的広場」「ショッピング街」の施設導入が高くなっております。また、平成15年度に実施した市民アンケート調査結果においては、「人工ビーチ」「ショッピング施設」「公園」の施設導入が高くなっており、平成5年度の調査結果と同様の傾向となっております。これより、海浜公園・人工ビーチや公園などで、市民が集い、憩い、楽しむといった活動を望んでいるものと思われまます。	
	(環境の保全)		
49	・市民が考える東部地区での好きな場所、大切だと思うもの	特に調査を実施していません。	
50	・守りたい自然資源、活用したい自然資源	残される8割の干潟と環境保全措置として整備される人工干潟等。	
	○環境の保全		
51	・ゴミ拾い、地元の方の活動	個人による活動や泡瀬復興期成会、東部海浜リゾート開発推進協議会、OCCN(沖縄クリーンコーストネットワーク)による清掃活動などがされているのを承知しております。	

52	・干潟にゴミ箱設置	今後、関係機関と調整が必要だと考えております。	
53	・干潟にある市の看板 ○市民の意見		
54	・市議会での意見	資料配付	イ
55	・過去に行われた市民アンケートの内容（全文）実施人数と回答数、回答の結果が知りたい	市民アンケートについては、配布済	
56	・これまでの調査データをどのように平易にまとめるか。手法を考える必要がある	事業者において、平成17年度より環境監視調査のデータについて、『中城湾港泡瀬地区人工島環境レポート』としてまとめられ公表されております。	
57	・市民への広報について現在の手法以外にやるべきことは	メディア、マスコットキャラクターの活用、その他にも検討が必要だと考えております。	
58	・興味のない市民への広報（追加）		
	◆指摘		
59	・他国の機関から中止を求められたらしいがその対応は	泡瀬干潟の保全について、豪州のロバート・ヒル環境遺産大臣が川口順子環境大臣あてに書簡を送付したと、承知しております。	
60	・環境団体からの指摘事項 ・訴訟の経緯について	指摘のあった団体については別添資料の通りです。	ウ
61		<p>■概要 平成17年3月23日に沖縄市民から、泡瀬地区埋立事業の環境影響評価は違法であり、それに参加する沖縄市も違法である。また、バブル期に作成された計画であり、それに財産を投資することは違法な支出である、として、一切の公金の支出を禁止、沖縄県から埋立地を購入する契約の締結を含む一切の契約の締結を禁止することを求めて、沖縄市職員監査請求を沖縄市監査委員会に提出したが、同請求が却下されたため、地方自治法第242条の2に基づき、同年5月20日に那覇地方裁判所に提訴されたものである。現在、平成19年5月13日に第13回口頭弁論を終え、去った7月6日に現地進行協議を行ったところであります。</p> <p>■請求内容 (1)被告沖縄市は、東部海浜開発事業に関して、一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならない。(2)訴訟費用は被告の負担とする。</p>	
	◆会議のあり方		
	◆提案		
	◆市の権限		
62	沖縄市の努力によって変更できるものとできないものに整理して議論する	国・県の役割を明確にしたところであります。	
63	もし、国や県が埋立中止をした場合にも、この東部海浜開発事業は継続されるのか。	国・県と十分な協議が必要だと考えております。	
64	沖縄市長に埋立中止要請の権限はあるのか。肅々と埋立が進められているが、市は埋立を中止することができるのか。	沖縄市として、要請はできます。公有水面埋立事業についての権限は事業者にあります。	
65	市として、国への工事の一時中断要請を検討したことがあるか。	一時中断要請の検討については行っておりません。	